

鳥取県西部広域行政管理組合  
障がい者活躍推進計画

令和 2 年 3 月

# 1 策定に当たって

## (1) 策定趣旨

- 障がい者雇用を進めるうえでは、障がい者の活躍を推進することが必要です。障がい者の活躍とは、障がいのある人一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し、又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障がいのある人が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要です。
- 公務部門においては、障害者雇用推進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障がい者活躍推進計画）」を作成することとされました。
- そこで、このたび「鳥取県西部広域行政管理組合障がい者活躍推進計画」を策定しました。

## (2) 策定主体

- 本計画は、組合の事務局の計画として策定します。

## (3) 計画期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## (4) 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、庁内LANへの掲載等により、すべての職員に対して周知するとともに、組合のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

## 2 障がい者雇用の現状と課題

### (1) 障がい者雇用率の状況

- 障害者雇用促進法では、地方公共団体は、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。
- なお、本組合の事務局においては、令和元年6月1日現在の雇用率は、3.28%（法定雇用率2.5%）となっています。

### (2) 障がい者雇用に関する課題

- 本組合の事務局には障がいのある職員はいますが、これまで個別に対応してきており、大きな課題は生じていないところです。
- 本組合の事務局は、職員の総数が60人程度と小規模で、障がい者の雇用に係る業務の選定が困難なこともあり、これまで障がいのある人に限定した募集・採用は実施していません。
- 今後は、障がいのある人に限定した募集・採用の実施に向けた業務の洗い出しなどが必要と考えられます。

## 3 障がい者雇用等の目標

### (1) 採用に関する目標

- 各年度の6月1日時点における障がい者雇用率を法定雇用率以上とすることを目標とします。

### (2) 定着に関する目標

- 不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

※ (1)・(2)とも毎年の任免状況通報により把握、進捗管理することとします。

## 4 障がい者雇用に向けた取組

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- 障がいのある職員の相談窓口を総務課に設置します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させることとします。
- 障がいに関する理解促進、啓発のため、全職員を対象に「あいサポーター研修」を実施します。
- 障がいについての基礎知識や必要な配慮を学ぶため、鳥取労働局が開催する「障がい者仕事サポーター養成講座」への職員の積極的な参加を募ります。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定、創出

- 従来の業務遂行が困難となったなど、障がいのある職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、不安なく遂行できる職務の選定などについて検討します。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、障がいのある職員に対しては、適宜必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとします。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえながら、合理的な配慮の範囲で適切に実施することとします。
- 職員全体の定員、予算の状況、障がい者の雇用に係る業務の洗い出し結果などを踏まえながら、障がいのある人に限定した募集・採用の実施も含めて更に取り組を進めます。
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わないこととします。

- ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

#### (4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、地域における障がい者の活躍の場の拡大を推進します。